

つばさ在宅 居宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団白羽会が開設するつばさ在宅居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのない公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 つばさ在宅居宅介護支援センター
- ② 所在地 千葉県船橋市習志野台6-24-10森ビル

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- ② 介護支援専門員 複数名

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。

- ② 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 指定居宅介護支援事業者は指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることや居宅介護サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業や等の選定理由につき説明を行い、理解を得なければならない。またこれらについては、文章で交付して説明を行う

- ② 介護支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族の面接を行わなければならない。この場合において、居宅介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。また、居宅サービス計画書の変更に際しても同様とする。
- ③ 介護支援専門員はサービス担当者会議（居宅サービス計画書作成のために計画の原案に位置付けた指定居宅サービスの等の担当者(以下担当者)を召集して行う会議をいう(以下同じ)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむ得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- ④ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象になるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。また、居宅サービス計画書の変更に際しても同様とする。
- ⑤ 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者へ交付しなければならない。また、居宅サービス計画書の変更に際しても同様とする。
- ⑥ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後の居宅サービス計画の実施状況の把握(以下モニタリングという)にあたっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連携を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによりおこなわなければならない。

1. 少なくとも一月に一回、利用者宅を訪問し、利用者に面談すること。
2. 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

下記の要件を設けた上で、テレビ電話装置、その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行うことができるものとする。

1. 利用者の同意を得ること。
 2. サービス担当者会議において、次に掲げる事項について、主治医、担当者、その他の関係者の合意を得ていること。
 - i 利用者の状態が安定していること。
 - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること。
 - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
 3. 少なくとも2ヶ月に1回は利用者の居宅を訪問すること。
- ⑦ 介護支援専門員は次に掲げる場合において、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむ得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする
1. 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
 2. 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル未満 50円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルごとに 50円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、船橋市とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待を防止するため従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情体制の整備
 - ③ 虐待の防止のための措置に関する事項
 - ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - ・虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。担当者は管理者とする。
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続に向けた取組)

第10条 事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行うこととする。

(感染症対策の強化)

第11条 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行うこととする。

(身体拘束等の適正化)

第12条 利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない事とし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

(ハラスメント対策について)

第13条 事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、居宅介護支援等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第14条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、
また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後2カ月以内
 - ② 繼続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団白羽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年11月1日から改定する。

この規程は、令和3年4月1日から改定する。

この規程は、令和6年4月1日から改定する。